

令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行事業者 募集要領

この要領は、高齢者等を対象に、自立した生活の継続や健康増進を図ることなどを目的として、高松市（以下「市」という。）が実施する各種制度・事業及び関連施設等の情報を掲載した情報誌「高齢者のためのあんしんガイドブック（以下「ガイドブック」という。）」の令和4年度版を、協働で発行する事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

1 事業概要

(1) 件名

令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行事業

(2) 事業内容

ガイドブックの構成は、市が提供する行政情報及び広告とします。また、ガイドブックの編集及び発行に係る費用は事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しません。なお、ガイドブックの規格等については、令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行事業仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）に定めるところによります。

2 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりです。

手順	日時
プロポーザル関係資料交付	令和3年 8月30日(月)～
質問受付締切	令和3年 9月 6日(月)15時まで
質問に対する回答	令和3年 9月13日(月)まで
提案書類等の提出締切	令和3年 9月21日(火)15時まで
書類審査・評価	令和3年 9月22日(水)～同年10月7日(木)
審査による結果の通知・公表	令和3年10月中旬頃
協定締結	令和3年10月下旬頃

3 応募資格

応募者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本事業の公募開始日から協定締結日までに、本市から指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去3年以内（平成30年8月30日以降）に次のいずれかの実績を有していること。
 - ア 地方自治体のガイドブック等を地方自治体と協働発行し、地方自治体の経費負担を低減させた実績
 - イ 地方自治体のガイドブック等を地方自治体からの委託等により制作し、発行した実績
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第

225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の開始がなされていないこと。

(6) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

エ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制の下にあるもの

4 質問及び回答

(1) 質問の受付締切り

令和3年9月6日(月) 15時〔必着〕

(2) 提出書類

質問及び回答書(第3号様式)

(3) 提出方法

電子メールで長寿福祉課に提出してください。なお、提出後、長寿福祉課担当者に電話で受信確認を行ってください。(下記8担当参照)

(4) 質問に対する回答

令和3年9月13日(月)までに、提出された質問に対する回答を、電子メールにて回答するとともに、ホームページ上で閲覧に供します。

(5) その他

- ・他の応募者からの提案書類等提出状況に関する質問は受け付けません。
- ・質問受付締切後の質問や、電話、口頭等による質問は受け付けません。
- ・質問に対する回答内容は、本要領の追加及び修正とみなします。

5 提案書類等の作成及び提出

本要領及び作成要領(別紙2)を参照し、提案内容及び事業手法等を作成してください。

(1) 提出締切り

令和3年9月21日(火) 15時〔必着〕

なお、提案書類提出後、参加を辞退する場合は、令和3年9月21日(火) 15時までに、参加辞退届(第9号様式)を提出してください。

(2) 提出物及び部数

提出する提案書類等の様式は下記のとおりとします。ただし、用紙は原則としてA4サイズとし、縦に使用してください(A3サイズを使用する場合は、横にして折り込むこと)。

提出物	提出部数
参加申込書(第1号様式)	1部
誓約書(第2号様式)	1部
提案書(第5号様式)	1部
提案資料(任意様式、第6号様式～第8号様式)(電子データも併せて提出してください)	13部

現在事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）	1部
国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書の写し（発行後3か月以内のもの） ※国税は納税証明書（その3の3）に限る。	各1部

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（未着等が生じた場合に配達状況が確認できる方法）で、長寿福祉課（市役所2階2番窓口）に提出してください。

※ 持参の場合は、提出期限までの市の執務時間内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の8時30分から17時まで）に提出してください。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り、受理します。

(4) その他

- ・ 提案書類等の提出は、1法人につき1件とします。
- ・ 提出後の提案書類等の変更や追加等は、原則不可とします。
- ・ 提案書類等の作成や郵送料等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とします。
- ・ 市は、受理した提出物は返却しません。また、無断で、本プロポーザルに係る審査以外で、提出物を利用しません。
- ・ 本件は優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、協定内容は必ずしも提案内容に沿うものではありません。

6 書類審査

(1) 日時

令和3年9月22日(水)～同年10月7日(木)

(2) 場所

高松市役所庁舎内

(3) 提案者に対する質問及び回答

令和3年9月29日(水)までに、長寿福祉課から提案者へ、電子メールで質問及び回答書（第4号様式）を送付します。質問を受けた提案者は、下記回答期限までに、質問に対する回答を電子メールで送付してください。

【回答期限】令和3年10月6日(水) 15時まで

7 選定方法

(1) 事業者の選定

令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による書類審査とし、公募型プロポーザル参加者のプレゼンテーションは行いません。

(2) 審査の方法

審査委員会の委員は、提案書等の内容により、下記(3)に定める審査項目ごとに採点し、合計点の高い順に最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。ただし、合計点が同点となった場合は、委員の多数決により、最優秀提案者及び優秀提案者を決定するものとします。

市は、最優秀提案者を優先交渉権者、優秀提案者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と協定締結の交渉を行います。優先交渉権者と交渉の結果、協定締結に至らなかった場合は、次点交渉権者と協定締結の交渉を行います。

なお、提案者が1者の場合であっても、審査委員会による書類審査を行い、市の求める基準を

満たしていると判断した場合は、その者を優先交渉権者として決定します。

(3) 審査項目・配点

審査項目	評価ポイント	配点
企画内容	目的の行政情報は調べやすいか	20
	行政情報と広告の比率は妥当か	15
	広告の掲載位置等は妥当か	5
編集・発行	無理のない工程が組まれているか	10
	図版・表・絵文字・写真等の表現は、効果的に使われているか	10
体制・実績	広告主募集方法の体制は確立されているか	10
	同様業務の実績は豊富か	5
	トラブルへの対処方法は確立されているか	5
実現性・ 独自提案	総事業費概算見積書に関して、十分な事業実現性が確保されているか	10
	市にとって有意義な事業に対する独自提案はされているか	10
合計		100

(4) 事業者選定結果通知

全ての提案者に対し、令和3年10月中旬頃に文書で通知します。また、市ホームページ等で公表します。

8 担当

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 担当：高木・永合

電話 : 087-839-2346

FAX : 087-839-2352

E-mail : chouju@city.takamatsu.lg.jp